

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策の拡充や適用期間の延長を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
 - (2) 中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達を支援するため、セーフティネット保証制度の保証枠を十分に確保するとともに、認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の対象要件の拡大など金融支援制度を充実すること。
 - (3) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組については、必要な支援策を講じること。
 - (4) 技術継承や後継者育成等の課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者の起業に対し、支援策を拡充すること。
 - (5) 消費税増税の際には、景気対策など中小企業・小規模事業者への影響を考慮した支援を行うこと。
3. 離島・半島における地域振興及び定住の促進を推進するため、積極的な支援策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。
4. 「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須条件とするよう法改正すること。

5. PPP／PFI事業の実施に係る財政措置を拡充すること。

6. 原子力発電所の長期稼働停止等による地域経済への影響を緩和するため、新たな産業の創出等の必要な施策を講じること。

7. 東日本大震災関係

グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）については、仮復旧や段階的な復旧事業についても補助対象とするなど、柔軟に活用できる制度とすること。